

議案第八八号

越生区越生の処分について

鳥取県と竹田越生区との間に分収造林を施行して
いる別荘の越生を三朝町大字木地山小掠時寛外四十
名と随意契約により処分するものとする

昭和二十七年十二月三日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和二十七年十二月三日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

鳥取県
三朝町
議長
印

(別紙)

戦生区 戦生処分目録

所在地	三朝所大字木地山 字栗祖一。一九
戦生区名	竹田戦生区
処分の対象物	すき、まつ やつ
面積	一四三八 ヘクタール
摘	すき三十七年一五九五本 まつ三十七年 五本 やつ三十五年八〇七本

西女